

1 「検討に当たっての基本的な考え方について」について

教育振興基本計画については、地域の実情に応じた対応が可能な内容とするとともに、計画の達成のための適切な財政措置や人員確保を伴う実効性のある計画とされるようお願いいたします。

そのほか、基本的な考え方に関し、各都市から「欧米先進諸国のシステムを踏まえつつ、日本の伝統ある学校教育のよさを維持していくことが必要」、「子どもを取り巻く家庭教育の健全化、地域環境の整備について教育振興基本計画の重点として言及すべき」、「国と地方の役割分担の考え方を示すべき」との意見、及び具体的取組の例示として「学校適性配置（学校規模の適正化）」について記載すべき」との意見が出されておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

2 「重点的に取り組むべき事項について」について

各項目の記載に関して、以下のとおり、各指定都市から提出された意見を列記します。これらは、必ずしも指定都市全体としての共通意見ではありませんが、各都市の教育行政の実態を踏まえた意見として、今後の審議の参考としていただきますようお願いいたします。

○ 個別の事業の実施状況等に関する記載について

取り組む事業については、多くは既に実施されている施策・事業も含まれていると考えられるので、各項目に「新規事業」「拡充事業」等を記載するとともに、国で実施している現行の施策・事業名について併せて記載すれば理解しやすいのではないかと考えます。併せて、現行の施策に関する評価に関する記載も必要ではないかと考えます。

○ 2(1)中「全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援」について

小学校の学力・学習状況調査は国語・算数だけの実施であったが、学校改善の支援のためには、今後の実施教科を、社会・理科等他教科へ拡大することが必要ではないかと考えます。

○ 2(2)中「職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実」及び「体験活動・読書活動等の充実」について

これらは、規範意識を養い、豊かな心をつくるために、大変価値ある取組であるが、授業時数の確保など現実的な対応に各学校が苦慮している現状がある。そこで教育課程上の位置付けや実施体制などについても言及する必要があるのではないかと考えます。

○ 2(3)中「教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等」について

「地域住民が事務等について学校を支援する」とあるが、実際にどのような「事務」を「地域住民」に委ねることを想定しているのかが、記述からは読み取れない。今後の検討に際しては、学校の事務が一定の統一的な基準の下に行われるべきであることや、個人情報取り扱いなどセンシティブな部分を含む学校事務の実態も十分に踏まえられようをお願いしたい。

○ 4(1)中「地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保」について

見守り活動や安全教育等への保護者等の参加の重要性にかんがみ、ともすれば学校や行政に任せきりになりがちな風潮を改め、「お互いができる範囲で取り組む」という世論の形成に資するため、「地域のボランティア」に加え、「保護者」あるいは「家庭」という文言を明記すべきである。

○ 4(2)「質の高い教育を支える環境を整備する」について

新たに「学校適正配置」(学校規模の適正化)の項目を追加し、「学校の小規模校化・大規模校化によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、「学校適正配置」(学校規模の適正化)の推進が不可欠であり、そのための調査・研究を進めるとともに、その取り組みを支援する。」との内容を明記していただきたい。

○ 4(2)中「学校の情報化の充実」について

教育内容に関わる「ICTの教育への活用」と、主に事務改善等に関わる「校務の情報化」は区別するべきものであるため、このような連続させた表記は避けていただきたい。